

にゃくっちのイラスト使用について

◇申請について

にゃくっちのイラストを使用する場合は、個人、または限られた範囲内で使用する場合を除いて、事前に下仁田町に申請を行い承認を受ける必要があります。

◇申請手順について

- ①申請書に利用する商品等のデザイン案を添付し、商工観光課へ提出してください。
※申請書は下仁田町HPよりダウンロードできます。
- ②受付後、商工観光課で審査を行います。
※審査には数日かかる場合があります。
- ③商工観光課の審査後、使用許可書を発行いたします。



◇申請書提出先・問合せ先

〒370-2601
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682
下仁田町商工観光課 あて
TEL:0274-64-8805 FAX:0274-82-5766
Eメール:kankou@town.shimonita.lg.jp

※申請については、郵送・Eメール・FAX・持参のいずれかでお願ひします。